

## 局再編成に伴う例規改正

### 1 趣 旨

第1回市会定例会において、「市第118号議案 横浜市事務分掌条例の一部改正」が予算関係議案として提出され、令和5年3月15日の予算第二特別委員会における採決の結果、原案可決と決定した。

本議案は、令和5年4月1日からの局再編成について提案するものであり、令和5年3月16日の本会議で議決される見込みであることから、横浜市会委員会条例及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正を同日中に行う必要があるため、これらの改正案について運営理事会で協議した。

### 2 局再編成の概要

#### (1) 保健所・医療分野の連動による健康危機管理への機動的な対応

- ・保健所機能等を健康福祉局から医療局へ移管し、健康危機管理体制の一元化を図る。

#### (2) 地域コミュニティの活性化とにぎわい創出による市内経済の活性化及び地域支援機能等の更なる充実

- ・スポーツ部門を市民局から文化観光局へ移管し、スポーツ・文化・観光 MICE 施策を一元的に推進する「にぎわいスポーツ文化局」に名称を変更する。
- ・地域支援・区政支援を軸とした市民活動の総合的な支援や、DXを踏まえた区役所機能の検討等を行うため、市民局の体制を強化する。

### 3 例規改正の考え方

- ・上記2(1)・(2)いずれの移管も、同一常任委員会内における局所管事項の変更であるため、常任委員会の構成は変更しない。
- ・予算・決算特別委員会は2委員会を設置し、それぞれ4常任委員会の所管局を所管することとされているため、この構成についても変更しない。
- ・局の名称変更に伴い、必要な例規改正を行う。

### 4 理事会協議結果（令和5年3月15日運営理事会）

#### (1) 横浜市会委員会条例

「市民・文化観光・消防委員会」の名称を、「市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会」に改め、所管局を市民局、にぎわいスポーツ文化局及び消防局とする。

※附則に経過措置を規定する。

- ・現行の委員会の正副委員長及び委員は、改正後の委員会の正副委員長及び委員に選任されたものとみなす。
- ・継続審査中の案件は、改正後の委員会に付議された案件とみなす。

#### (2) 市会運営委員会申し合わせ・確認事項 別紙

予算（決算）第二特別委員会の所管局のうち、「文化観光局」を「にぎわいスポーツ文化局」に改める。

#### (3) 施行日

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の施行日である令和5年4月1日とする。

## 市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正に関する 運営理事会協議結果（令和5年3月15日）

（下線は改正部分）

現 行	改正後
<p><b>予・決算特別委員会</b></p> <p>1 予・決算特別委員会における所管局について 予・決算特別委員会は2委員会を設置し、それぞれ4常任委員会の所管局とし、次のとおりとする。 （委員会名）</p> <p>予算（決算）第一特別委員会： 国際、経済、港湾、こども青少年、教育委員会、健康福祉、医療、医療局病院経営本部、建築、都市整備、道路</p> <p>予算（決算）第二特別委員会： 政策、総務、財政、デジタル統括本部、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、議会、市民、<u>文化観光</u>、消防、温暖化対策統括本部、環境創造、資源循環、水道、交通</p> <p>2 から 15 省略</p>	<p><b>予・決算特別委員会</b></p> <p>1 予・決算特別委員会における所管局について 予・決算特別委員会は2委員会を設置し、それぞれ4常任委員会の所管局とし、次のとおりとする。 （委員会名）</p> <p>予算（決算）第一特別委員会： 国際、経済、港湾、こども青少年、教育委員会、健康福祉、医療、医療局病院経営本部、建築、都市整備、道路</p> <p>予算（決算）第二特別委員会： 政策、総務、財政、デジタル統括本部、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、議会、市民、<u>にぎわいスポーツ文化</u>、消防、温暖化対策統括本部、環境創造、資源循環、水道、交通</p> <p>2 から 15 省略</p>

※上記の一部改正は令和5年4月1日から適用する。